

令和 8 年

公告第 554 号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 28 日

北秋田市長 津谷 永光

1 入札の方法

本工事は、入札参加資格確認申請、入札等の手続きを電子入札システムにより行うものとする。ただし、電子入札システムによりがたい者（北秋田市電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第 11 条又は第 12 条の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあつては、紙入札方式によることができる。

2 入札に付する事項

- (1) 工事番号 建住建工第 5 号
- (2) 工 事 名 解体工事（明田団地）
- (3) 工事場所 北秋田市福田字明田 43 地内
- (4) 工事概要
 - 1. 住宅棟解体工事 N=1 式
 - ・ S54 年築 木造平屋建 4 棟 4 戸 A=231.64 m²
 - ・ S55 年築 木造平屋建 2 棟 2 戸 A=121.50 m²
 - 2. 物置解体工事 スチール物置 6 棟 6 戸 A=20.04 m²
 - 3. 埋設配管撤去 N=1 式
- (5) 工事種類 解体工事
- (6) 工事期限 令和 9 年 3 月 12 日

※ 本工事の詳細については、実施設計書、仕様書等により必ず自身で確認すること。

3 入札参加資格に関する要件

- (1) 令和 7・8 年度北秋田市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者で「解体工事」の等級区分 A に格付され市内に本社を有する業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び北秋田市財務規則（平成 17 年規則第 38 号）第 102 条第 1 項の規定により本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 北秋田市建設工事入札制度実施要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する解体工事業の建設業の許可を得ている者であること。

- (5) この工事に対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者を施工現場に配置できる者であること。ただし、契約金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上となる場合にあっては、施工現場ごとに専任の主任技術者を配置できる者であること。なお、下請負契約の請負代金の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円以上）以上（特定建設業者に限る。）となる場合にあっては、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置できる者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 入札参加の申し込み

入札に参加しようとする者は、令和8年9月28日午後4時から令和8年10月6日午後5時までの期間内に下記の書類を電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、上記期間内（ただし、市役所開庁日に限る。）に北秋田市財務部財政課へ提出すること。なお、郵送又は電送による申請は受け付けない。また、提出書類の様式は、北秋田市ホームページから入手すること。

(1) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式第1号）

イ 保有技術者調書（様式第2号）

※ 都合により紙での入札を希望する場合は、「紙入札方式参加承諾願」を提出し承諾を得ること。

(2) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認を行わないものとする。

5 入札に必要な書類を示す場所等

(1) 設計図書の閲覧

この工事に係る設計図書の閲覧は令和8年9月28日から令和8年10月14日までの期間で電子入札システムの入札情報サービスにより行う。また、上記期間中（市役所開庁日に限る。）北秋田市役所本庁舎2階閲覧室において紙媒体の設計図書の閲覧を行うことができるものとする。

(2) 設計図書に対する質疑

設計図書に対する質問があるときは、令和8年10月6日正午までに電子入札システムで行うものとする。ただし、電子入札システムによりがたい者は上記期日までに書面にて北秋田市財務部財政課に提出すること。

(3) 前号の質問については、令和8年10月8日までに電子入札システムで回答する。

6 現場説明の日時及び場所

実施しない。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時及び場所

「入札書」は「内訳書」を添えて令和8年10月9日午前9時から令和8年10月14日午前9時までの期間内に電子入札システムにより提出すること。

電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、上記期間内（ただし、市役所開庁日に限る。）に、「入札書」「内訳書」及び「くじ番号設定届」を封筒に入れ、北秋田市財務部財政課に提出すること。なお、紙入札方式により入札書を提出した者は開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札の日時及び場所

令和8年10月14日 午前9時10分

北秋田市役所本庁舎2階財務部財政課（北秋田市花園町19-1）

(3) その他

ア 郵送による入札は、認めない。

イ 入札回数は、予定価格を事前公表しているものについては1回、事後公表としているものについては2回を限度とする。

ウ 紙入札方式により入札書を提出した者が、開札時間に遅れたときは、入札に参加することができない。

8 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第24条に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき

② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められたとき

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことを決定したときは、資格なしとされた理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

契約者は請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 500 万円未満の工事請負契約を締結するとき。

11 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度

本入札においては、**低入札価格調査制度を適用する。**

12 予定価格

38,500,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 **3,500,000 円**（本件は 10%で算出））

13 入札の無効に関する事項

この公告において定める資格要件を満たさない者が行った入札、提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札並びに北秋田市財務規則第 110 条に該当する入札は、無効とする。

14 落札の無効に関する事項

落札の通知を発した日から 7 日以内に契約（議会の議決に付すべきものについては、仮契約）を締結しなかったときは、その落札の効力は無効とする。ただし、落札者が契約締結に応じられないやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

15 前金払

- (1) 契約者は、保証事業会社と前払法第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し当該保証契約書（以下「保証証書」という。）を寄託した場合は、約定により前金払を請求することができる。
- (2) 前項の前金払の支払額は、請負代金額の 10 分の 4 以内の金額とする。
- (3) 前金払をした後に設計変更等の理由により契約金額を増額しても、前金払の額は増額しないものとする。ただし、当該契約金額の増額が著しく多額である場合で、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (4) 契約者は、(1) の規定による前金払の支払いを受けた工事が次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合は、前金払対象経費について、請負代金額に 10 分の 2 を乗じて得た金額の範囲内の額を発注者に請求することができる。
 - ① 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - ② 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- (5) 前項の規定により請求する前金払の額と、(1) の規定により請求し支払いを受けた前金払の額との合計額は、請負代金額に 10 分の 6 を乗じた額を超えることができない。

16 その他

前各項に定めるもののほか、北秋田市財務規則の定めるところによる。